

安全保障関連法案の強行採決に抗議し同法の廃止を求める意見書

第189回国会の最大の焦点であった安全保障関連法案は、参議院平和安全法制特別委員会及び本会議で与党が採決を強行し、平成27年9月19日に成立しました。

この安全保障関連法案は、国際紛争に対処する諸外国の軍隊等の後方支援を新たな立法措置をとらなくても随時可能にする「国際平和支援法案」と、集団的自衛権行使を限定的に可能にする武力攻撃事態法や自衛隊法など10件の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」の2法案であり、国民生活に関わる極めて重要な法案でありました。

衆参両院合わせて200時間を超える法案審議が行われたにも係わらず、閣僚の答弁は不安定で、中身のある実質的な議論が十分にされたとは言い難い状況でした。自衛隊の海外派遣や集団的自衛権行使の判断が、時の政権の裁量に委ねられてしまうのではないかと不安視する声は高まり、報道各社の世論調査を見ても、国民の理解が得られたと言うことはできません。

集団的自衛権の行使容認は、これまで歴代政権が維持してきた戦後の安全保障体制を根本から変えるものであります。安全保障関連法案は、合憲であるとの主張がある一方で、多数の憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判所長官などが違憲だと断じたことは重く受け止めるべきであります。そのような中で採決が強行され、法案が成立したことは誠に遺憾であります。

よって、国及び政府関係機関に対し、憲法の根幹に係わる安全保障関連法案の強行採決に対し抗議するとともに、国際平和支援法及び平和安全法制整備法を廃止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年12月17日

岩手県北上市議会

TPP交渉結果の情報開示及び必要施策の構築を求める意見書

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の閣僚会合は、10月5日に大筋合意に達したとの声明を発表しました。これを受けて、政府が11月25日に決定した政策大綱は、農林水産業の成長産業化や中堅・中小企業の国際化を柱に据えたものであり、安倍晋三首相は「攻めの農林水産業に転換する」と強調していますが、農業者からは「小規模農業者は農業を続けられなくなる」、「中山間地等地域の現状に即していない」といった不安や不満の声が聞かれます。

大綱は、歴代の政権が取り組んできた政策の焼き直しが多く、具体策に乏しいと共に、対策予算の規模には触れておらず、「既存の予算に支障を来さないように政府全体で責任を持って確保する」と記すに留めています。また、政府はTPP交渉の詳細及びその影響について公表しておらず、TPP発効による影響を測り兼ねている農業者に大綱が十分な安心材料を提供したとは言えません。関税の撤廃、引下げ等により農業分野は特に影響を受けることが想定され、海外から安価な農産品が流入すれば国内農業にとって大きな脅威であり、対策を講じることが急務であります。よって、農業分野の持続的な発展に向けて、農業の収益力と競争力を高める政策や、農業者への所得支援策など影響を緩和するための政策が必要であると考えます。

以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。

- 1 TPP交渉の結果について、速やかに情報開示すると共にその影響について分析し、速やかに公表すること。
- 2 TPP交渉の合意内容が、地域の現状を理解し、日本国全体の国益にかなったものとなっているのか国会において十分に審議すること。
- 3 農林業の持続的な発展に向けた必要な対策について、速やかに検討すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

平成27年12月17日

岩手県北上市議会